



平成23年(2011年) 2/20 第1245号

発行：小平市 編集：企画政策部 秘書広報課 〒187-8701 小平市小川町二丁目 1333番地 ☎042(341)1211(代表)

市報 こだいら

人口と世帯数 平成23年2月1日現在

◎住民基本台帳登録数	前月比
男 89,266人	23人減
女 90,421人	18人減
計 179,687人	41人減
世帯数 81,728世帯	19世帯減
◎外国人登録数	4,259人
合計(住民基本台帳登録数+外国人登録数)	183,946人

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp>

◇電子メール info@city.kodaira.lg.jp



ふるさと・景人・まち・景

第31回こだいら市民駅伝が行われました

今年で31回目を迎えた「こだいら市民駅伝」が2月6日(日)に行われました。今大会は過去最多となる128チームが出場し、たすきをつなぎました。大会当日は天候にも恵まれ、選手たちの力走を見ることができました。また、選手たちは沿道からのたくさんの声援に励まされ、多くの新記録を樹立しました。

◆市役所2階会議室で 平成23年度の市民税・都民税の申告を3月15日(火)まで受け付けています。期限間近になると受付窓口がたいへん混雑しますので、早めの申告をお願いします。

所得のなかった方も申告を 平成22年中に所得のなかった方でも、非課税証明書の発行、国民健康保険料軽減措置などの基礎資料となりますので、申告書の裏面に必要事項を記入のうえ、申告してください。

市民税・都民税の申告を受付中

3月15日(火)まで

市民税・都民税の申告に必要な書類

- 平成23年度市民税・都民税申告書が郵送されてきた方は、その申告書・印鑑(認め印)
 - 平成22年1月から12月までの所得を証明する書類(給与所得者は勤務先が発行した源泉徴収票または給与支払いの明細など、公的年金などの受給者は年金支払者から送付された源泉徴収票、その他所得のある方は収支内訳書や支払調書など)
 - 社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険など)の支払証明書、領収書 ※国民年金保険料の控除を受ける方は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」などの提出がないと、控除の適用ができません。
 - 生命保険料・地震保険料の控除証明書
 - 医療費控除を受ける方は医療費の領収書と補てん金額についてわかる書類 ※かかった人ごと、医療機関ごとに事前に計算を済ませておいてください。
 - 障害者控除を受ける方は、障害者手帳やそれを証明できるもの
 - 勤労学生控除を受ける方は、在学証明書やそれを証明できるもの
- ※控除の内容が源泉徴収票に記載されている場合は、書類不要です。

◆施設見学 昨年稼働した日本初の水汚泥をガス発電に利用する発電炉などを見学し、市内の下水がどのように処理、再利用されているか確かめてみませんか。 とき 3月7日(月) 集合 午後1時、市役所正面前 ※解散は午後4時ごろ。 ※マイクロバスを利用。 ※東京都清瀬水再生センター、汚泥ガス化炉施設

◆耐震・バリアフリー・省エネ改修を行った場合の減額措置

対象	バリアフリー改修	省エネ改修
対象	平成19年1月1日以前に建築された住宅 65歳以上の方、要介護または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住している 一定の要件を満たし、費用が30万円以上(補助金などを除く)のバリアフリー改修を施工	平成20年1月1日以前に建築された住宅 一定の要件を満たし(省エネ基準適合工事の証明が必要)、費用が30万円以上の熱損失防止改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分	
減税額	1戸あたり100㎡の床面積相当分(賃貸部分を除く)までの家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額	1戸あたり120㎡の床面積相当分までの家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額

対象	耐震改修
対象	昭和57年1月1日以前に建築された住宅 現行の耐震基準に適合させるよう一定の要件を満たし(耐震基準適合工事の証明が必要)、費用が30万円以上の耐震改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分から一定期間(最長で2年間)
減税額	1戸あたり120㎡の床面積相当分までの、家屋にかかる固定資産税の2分の1を減額

※いずれの改修も原則として、工事の完了後3か月以内に必要書類を添付した申請が必要です。



個人事業者向け 確定申告相談会 税理士による個人事業者向け確定申告相談会です。 日程 2月25日(金) 午前10時～午後4時 東部市民センター 3月3日(木)～11日(金) 午前9時30分～午後4時 小平商工会 ※土曜・日曜日を除く。予約不要。 問合せ 小平商工会 ☎042(344)2311

東村山税務署 確定申告・還付申告は税務署へ 正しく作成し 期限内に提出を 申告書の提出・納付期限 所得税・贈与税：3月15日(火) 個人事業者の消費税および地方消費税：3月31日(木) 申告書は、e-Taxや郵便または信書便による送付

今月の税 2月

◆固定資産税・都市計画税(第4期) ◆国民健康保険税(第8期) ※納付は、2月28日(月)の納期限までに

夜間納税窓口

2月25日(金)に開設 日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設します(ご利用ください)。

とき 2月25日(金) 午後5時～8時 ところ 市役所2階収納課(入口は庁舎北側) ※来庁の際は納税通知書をお持ちください。 問合せ 収納課 ☎042(346)05017・05028

納税には

口座振替のご利用を 新規で利用する場合は、納期限までに手続きが必要です。詳しくは、税務署へお問い合わせください。 平成22年分の振替納付日 所得税：4月22日(金) 個人事業者の消費税、地方消費税：4月27日(水) 問合せ 東村山税務署 ☎042(394)6811

お申し込み。 ※平成22年度課税分はコンビニエンスストアでも納付できます。詳しくは、納税通知書をご覧ください。 ※便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。